

港北区キャラクター「港北区ミズキー」着ぐるみ貸出要領

制 定 平成 26 年 5 月 1 日 港北政第 96 号 (区長決裁)
最近改正 令和 3 年 2 月 16 日 港北政第 2164 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、港北区キャラクター「港北区ミズキー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利)

第 2 条 「着ぐるみ」に関する一切の権利は、横浜市港北区に属する。

(貸出目的)

第 3 条 「着ぐるみ」は、港北区への愛着や親しみを深めるとともに、港北区のイメージ向上のために使用する場合に貸し出すものとする。

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は、原則として、「着ぐるみ」を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長 4 日間とする。ただし、貸出期間が重複しない範囲で、港北区役所が使用者となる場合や、港北区長が必要と認めたときは、この限りでない。

(本市他区局等への貸出し)

第 5 条 港北区以外の本市他区局等（本市関係外郭団体等を含む。）が「着ぐるみ」を使用しようとする場合には、貸出日の 7 日前までに、当該区局等から港北区区政推進課（以下「区政推進課」という。）あてに貸出しを申し出こととする。この事前連絡があったときには、第 7 条に該当する場合を除き、貸出しを認めるものとする。

(本市他区局等以外への貸出し)

第 6 条 本市他区局等以外の団体・法人・事業者等（以下「団体等」という。）が「着ぐるみ」を使用しようとする場合には、貸出日の 7 日前までに、港北区キャラクター「港北区ミズキー」着ぐるみ貸出申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて港北区長に申請し、承認を得なければならない。

（1）「着ぐるみ」を使用する予定のイベント等の資料

（2）その他港北区長が必要と認める書類

2 港北区長は、前項の申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 団体等は、貸出申請書を貸出日の 1 か月前から提出することができる。

4 申請内容が第 3 条に定める貸出目的に合致すると認められ、第 8 条の各号のいずれかに該当する場合を除き貸出しを承認するものとし、承認した旨を港北区キャラクター「港北区ミズキー」着ぐるみ貸出承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）により通知する。この承認にあたっては、港北区長が必要と認める場合には使用条件を付すことができ、承認書にその内容を記載する。

5 港北区長は、申請書の提出があり貸出しを承認しないときは、港北区キャラクター「港北区ミズキー」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第 3 号）により通知する。

(貸出希望期間が重複する場合の貸出順位)

第7条 貸出希望期間が重複する場合は、第5条の規定による申出又は第6条の規定による申請の先着順を優先するものとする。

(貸出しの承認)

第8条 港北区長は、第6条の規定による申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認する。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 港北区の信用若しくは品位を害するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援するものであると認められるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき若しくはそのおそれのあるとき。
- (4) 「港北区ミズキー」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 営利目的と認められる活動に使用するとき。
- (6) 個人的な行事等で使用しようとするとき。
- (7) 破損又は汚損のおそれのあるとき。
- (8) 「着ぐるみ」の貸出目的に従って使用されないおそれのあるとき。
- (9) 「港北区ミズキー」にはふさわしくない勧誘行為等で使用しようとするとき。
- (10) その他、港北区長が「着ぐるみ」の使用が適当でないと認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 第6条の規定により貸出承認を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた用途に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 「着ぐるみ」を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 「着ぐるみ」が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、区政推進課へすみやかに報告すること。
- (5) 水気、火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) 承認された貸出期間を遵守し、使用が終了次第、「着ぐるみ」のメンテナンスをして、すみやかに港北区へ返却を行うこと。

(使用料)

第10条 「着ぐるみ」の使用料は無料とする。

(受渡し)

第11条 「着ぐるみ」の受渡し時間は、年末年始を除く、平日の午前8時45分から午後5時までとする。

2 使用者は、「着ぐるみ」の受渡しの際に、承認書の原本を提示しなければならない。

(貸出承認の取消し等)

第12条 港北区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が第9条の遵守事項に違反したとき、又は違反することが見込まれるとき。
 - (2) 使用者が第6条第4項による貸出承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
 - (4) その他、「着ぐるみ」の使用内容が不適当であると認められるとき。
- 2 港北区は、前項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 港北区長は、使用者に「着ぐるみ」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第13条 港北区は、この要領に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

- 第14条 「着ぐるみ」を著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。
- 2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、港北区は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 「着ぐるみ」を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損失補償等の責任)

- 第16条 港北区は、「着ぐるみ」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、「着ぐるみ」の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、「着ぐるみ」の使用に際して故意又は過失により港北区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を港北区に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第17条 港北区は、広く利用促進を図る視点から「着ぐるみ」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第18条 「着ぐるみ」の使用管理及び当要領に関する事務等については、区政推進課が所管する。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、「着ぐるみ」の貸出し又は使用に関し必要な事項は、別に

区政推進課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 1 月 29 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元年 6 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。